

石川県公報

平成 26 年 12 月 16 日

第 1 2 7 5 8 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示

○保安林の指定	(森林管理課)	1
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2
○県道の供用の開始	(同)	2

公 告

○印刷物等への広告掲載に係る入札公告	(管 財 課)	2
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	7

○予防接種を行う医師に係る公告	(同)	7
○予防接種を行う医師に係る公告	(同)	7
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	8

公安委員会

○平成26年度駐車監視員資格者講習の実施公告		8
------------------------	--	---

告 示

石川県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

鳳珠郡能登町字柿生ヌ1の1、1の乙、26の1、26の2、44の1、45の1、45の3、ル32、35、ヲ64の1、64の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林の所在場所

輪島市門前町道下参壱48の乙、壱壱参46

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年12月16日から同月26日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
柳田里線	輪島市町野町金蔵ニ18番2地先から	旧	7.00～7.80	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市町野町金蔵ニ18番2地先まで	新	7.10～16.50	

石川県告示第554号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年12月16日から同月26日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
柳田里線	輪島市町野町金蔵ニ18番2地先から 輪島市町野町金蔵ニ18番2地先まで	平成26年12月16日	奥能登土木総合事務所維持管理課

公 告

印刷物等への広告掲載に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
石川県発行印刷物への広告掲載
- (2) 広告を掲載することができる印刷物

番号	印刷物名	グループ名
1	自動車税納税通知書封筒	印刷物A
2	いしかわ県民大学校平成28年度受講案内	
3	県勢便覧石川のガイド2015	
4	女性県政学習バス	印刷物B
5	こどもの救急	
6	教育たいあっぷ	

7	親子のホッとネット大作戦	
8	ほっと石川	印刷物 C
9	石川県立美術館平成28年度展覧会案内	
10	石川県立美術館だより	
11	石川れきはく	
12	晴れたらいいね	
13	給与支給明細書	印刷物 D
14	石川県職員録	
15	財政のあらまし	

2 入札方法

番号 1 から 3 までの印刷物 A、番号 4 から 7 までの印刷物 B、番号 8 から 12 までの印刷物 C、番号 13 から 15 までの印刷物 D に分け、それぞれ一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

グループ名	日 時	場 所	開 札
印刷物 A	平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午後 2 時 30 分	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁行政庁舎 6 階 603 会議室	入札後、 即時開札
印刷物 B	平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午後 2 時 45 分		
印刷物 C	平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午後 3 時		
印刷物 D	平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午後 3 時 15 分		

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、平成 26 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁行政庁舎 6 階
電話番号 076-225-1266

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
-
- 免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他

詳細は、入札案内書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名

石川県が管理するホームページへの広告掲載

- (2) 広告を掲載することができるホームページ

番号	ホームページ名
1	石川県ホームページ
2	庶務事務支援システム
3	石川みち情報ネット
4	石川県立図書館ホームページ
5	石川新情報書府
6	石川県医療・薬局機能情報提供システム
7	いしかわ統計指標ランド
8	石川県立美術館ホームページ
9	石川県立歴史博物館ホームページ
10	施設利用予約ページ
11	石川県災害・救急・周産期医療情報システム
12	石川四高記念文化交流館ホームページ
13	石川県教育センターホームページ
14	ナース情報ステーション石川 石川ナースナビ

- (3) 広告掲載期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 入札方法

番号1から14までのホームページを、一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時

平成27年2月9日(月)午後3時30分(入札後、即時開札する。)

- (2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入

札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、平成 26 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁行政庁舎 6 階
電話番号 076-225-1266

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
詳細は、入札案内書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
石川県有施設への広告掲載
- (2) 広告を掲載することができる施設

番号	施設名	掲載箇所
1	石川県ふれあい昆虫館	1 階 休憩コーナー壁面
2	石川県立音楽堂	プロムナード壁面
3	石川県サポートセンター	ガラス壁面 パンフレットスタンド
4	県庁舎（行政庁舎）	2 階 市町村交流コーナー
		2 階 食堂前掲示板
		19 階 自動販売機横パーティション
5	石川県運転免許センター	1 階 運転免許更新フロア壁面
		2 階 運転免許試験フロア壁面

6

石川県立図書館

2階 踊場手すり

(3) 掲載期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 入札方法

番号1から6までの施設を、一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 日時

平成27年2月9日(月)午後3時45分(入札後、即時開札する。)

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札案内書による。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
杉 本 尚 樹	県内全域	白山市鶴来水戸町ノ1番地 白山石川医療企業団 公立つぎ病院
池 田 直 樹	〃	〃
進 宅 礼 章	〃	〃
赤 堀 弘	〃	〃
宮 川 太 郎	〃	〃
原 丈 介	〃	〃
高 島 伸 一 郎	〃	〃
篠 崎 康 行	〃	〃
小 矢 崎 直 樹	〃	〃
伊 川 泰 広	〃	〃
富 田 寛	〃	〃
織 田 裕 之	〃	〃
岡 島 道 子	〃	〃
松 永 実 香	〃	〃
ト 部 健	〃	〃
	〃	白山市倉光三丁目8 白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院
多 賀 千 之	〃	白山市美川和波町カ133番地1 太郎田医院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
安 間 圭 一	県内全域	白山市倉光三丁目8 白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院
砂 崎 紀 子	〃	〃
友 田 明	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
谷内江 昭 宏	県内全域	白山市鶴来水戸町ノ1番地 白山石川医療企業団 公立つるぎ病院
南 聡	〃	白山市倉光三丁目8 白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院
上 田 典 司	〃	〃
長 野 亨	〃	〃
加 藤 千 栄	〃	〃
長 野 賢 一	〃	白山市米永町300番地の2 医療法人社団白山会 介護老人保健施設なごみ苑
橋 本 琢 磨	〃	金沢市千木町へ33番地の1 医療法人社団浅ノ川 千木医院

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アルビス羽咋宝達志水店、(仮称)100満ボルト宝達志水店

羽咋郡宝達志水町二口へ2番地1ほか18筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成26年8月8日

3 市町の意見の概要

市町名 宝達志水町

意見の概要

騒音レベルの予測で不適合となった地点、及びその周辺において、実際に計測された数値が第3種区域の基準値50dbを超えないよう改善をはかること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年12月16日から平成27年3月16日まで

公 安 委 員 会

平成26年度駐車監視員資格者講習の実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公示する。

平成26年12月16日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 実施日時

(1) 講義

平成27年1月29日(木) 午前9時から午後5時15分までの7時間

平成27年1月30日(金) 午前9時から午後5時15分までの7時間

(受付時間:両日とも午前8時30分から午前8時50分まで)

(2) 修了考査

平成27年2月6日(金) 午前9時30分から午前10時30分までの1時間

(受付時間: 午前8時45分から午前9時15分まで)

2 実施場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部

3 受講人数

定員15名程度(申込み先着順で、定員になり次第受付を終了する。)

4 受講申込要領

(1) 申込期限

平成27年1月15日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 申込書の提出先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部交通部交通指導課内駐車監視員資格者講習受付担当

電話番号 076-225-0110(内線5154・5155)

(4) 提出方法及び必要書類

次の書類を、直接持参して申し込むこと。

なお、講習受講日には、運転免許証等の写真が貼付された身分証明書類を提示すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

注1 受講申込時に押印する印鑑は、ゴム印を使用しないこと。

押印した印鑑も併せて持参されることをお勧めします。(訂正等に備えて。)

注2 受講申込書表面と同裏面(注意事項)は、一枚の用紙に両面印刷して申し込むこと。

イ 写真 1枚

申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名を記載すること。)

ウ 講習手数料 20,000円

石川県紙紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。

(5) 申込書及び納入票の入手方法

駐車監視員資格者講習受講申込書及び手数料納入票の入手方法については、石川県警察ホームページの「各種申請届出書式ダウンロード」の頁からダウンロードするか、又は石川県警察本部交通部交通指導課内駐車監視員資格者講習受付担当で受領すること。

<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

5 修了証明書の交付

(1) 考査合格者にのみ、修了証明書を交付するものとする。

(2) 駐車監視員資格者証を取得するには、修了証明書の交付を受けた後、更に駐車監視員資格者証交付申請(手数料9,900円)をして審査を受けなければならない。

(3) 駐車監視員資格者証交付申請方法については、修了証明書交付時に教示する。

6 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定審査も講習に併せて実施することとし、申請期間、日時及び場所は、講習と同様とする。

(2) 講習及び認定の詳細については、下記まで問い合わせること。

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部交通部交通指導課違法駐車対策係

電話番号 076-225-0110(内線5154・5155)

